

# 工事請負契約約款の一部改正について

公益財団法人横浜市建築保全公社

公共工事標準請負契約約款及び横浜市工事請負契約約款の改正に伴い、公社においても、工事請負契約約款（以下「約款」という。）の一部を改正しましたのでお知らせします。

## 1 改正概要

### （1） 請負代金内訳書への法定福利費の明示（約款第4条第2項）

公共工事標準請負契約約款に基づき、請負代金の内訳書を提出する際、法定福利費を内訳書に明示することを求める改正を行います。

### （2） 建設発生土の搬出先の明確化（約款第4条の2）

工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めるよう、公共工事標準請負契約約款が改正されたことから、これに合わせた改正を行います。

### （3） 不可抗力による損害（約款第30条第4項及び第6項の一部改正）

災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害について、発注者が損害合計額を負担するよう、公共工事標準請負契約約款が改正されたことから、これに合わせた改正を行います。

### （4） 情報通信の技術を利用する方法（約款第58条）

書面により行うこととされていない通知等（押印廃止書面等）について、電磁的方法による提出方法のみではなく、情報共有システム（ASP）を活用することができるよう、改正を行います。

## 2 適用開始

令和5年5月1日以降契約を締結する案件から適用します。